

# 患者情報共有システム管理運用規定

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 この規定における適用範囲は、別図に示す範囲内の機器及びこれらを利用した各システムのうち、患者情報共有システム（以下、「システム」という。）に関する範囲をいう。

### (目的)

第2条 この規定は、システムの利用にあたり、システムの運用並びに管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

## 第2章 システムの運用管理組織

### (管理組織)

第3条 システムの効率的な運用及び適正な管理は、「阪神医療福祉情報ネットワーク協議会」（以下「協議会」という。）が設置する患者情報共有システム委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、利用者が効率且つ適正に利用できるよう別に利用者マニュアルを作成する。

3 委員会は、利用者よりシステム利用に関する意見・要望等があった際には速やかに協議し対応する。

### (管理者等)

第4条 協議会理事会は、システムの効率的な運用及び適正な管理をするため、次の者を決定する。

(1) 統括責任者 1名

(2) 副統括責任者 1名

(3) システム管理責任者 1名

2 統括責任者は協議会会長、副統括責任者は協議会副会長とする。

3 統括責任者は、他のシステムの統括責任者と同一とする。

4 システム管理責任者は、正会員及び正会員の医療機関に従事する医師である利用者のうちから協議会理事会の議を経て統括責任者が指名する。

### (統括責任者の業務)

第5条 統括責任者は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 統括責任者は、システムの安全かつ適正な運用管理を図るため、システムの利用者を制限又は禁止することができる。
- 3 統括責任者は、前項の措置を行うに当たっては、協議会理事会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等、協議会理事会の意見を聞くことが出来ない場合は、事後において協議会理事会に報告し承認を得るものとする。
- 4 統括責任者は、システムの良好な運用の維持が必要な際は、協議会理事会の議決を経てシステムに関する機能の変更又は停止を行う。
- 5 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他、統括責任者が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
- 6 統括責任者は、次に掲げる場合、機器等の運行の一部又は全部について、その利用を停止又は制限することができる。
  - (1) 「h-Anshin むこねっと」に障害が発生した場合
  - (2) 機器等の増設、交換又は点検を行う場合
  - (3) データの滅失又は毀損からの復旧を行う場合
  - (4) データのバックアップ等「h-Anshin むこねっと」の管理上の理由から必要と認められる場合
  - (5) 上記以外で安全管理上必要と認められる場合
- 7 統括責任者は、利用者に対して安全管理に関する教育を実施する。
- 8 統括責任者は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(副統括責任者の業務)

第6条 副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故等により欠けたときは、その職を代行する。

- 2 副統括責任者は、委員長として委員会に出席し、理事会との連絡にあたるものとする。

(システム管理責任者の業務)

第7条 システム管理責任者は、システムの安全かつ適正な管理を行うためにシステムの管理を行う。

- 2 システム管理責任者は、利用者から新たな機器接続等の申出があった場合は、セキュリティの調査を行い許可するものとする。
- 3 システム管理責任者は、次条に掲げる委託先が行う保守管理を監督し、ログ分析を行う。
- 4 システム管理責任者は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(システムの保守管理)

第8条 協議会は、システムのネットワークの監視、定期的なデータのバックアップ等の保守管理を、保守サービス委託契約事業者（以下「契約事業者」という。）に委託する。

- 2 契約事業者は、本契約及び別に定める「システム運用管理業務セキュリティポリシー」に基づき、システムの保守管理を行うものとする。

### 第3章 システムの利用

#### (利用管理責任者)

第9条 システムの利用機関に、利用管理責任者を置く。

2 利用管理責任者は、正会員・①がこれにあたる。

#### (利用管理責任者の責務)

第10条 利用管理責任者は、施設内のシステムの安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

2 利用管理責任者は、施設内運用管理規定を作成し、統括責任者に提出しなければならない。

3 利用管理責任者は、システムに異常を認めた時は、直ちにシステム管理責任者に報告しなければならない。

#### (接続機器)

第11条 システムを利用する施設の接続機器については、システム管理責任者が許可した機器に限る。

#### (利用者及び利用権限)

第12条 利用者及び利用権限は別表1に定める。

2 システム管理責任者は、システムの利用に際しては、利用機関識別番号（利用機関コード）及び利用者ごとに専用の利用者識別番号（ID）を付与し、利用権限の管理を行う。

3 基幹病院においては、前項のIDの付与及び利用権限の設定は利用管理責任者が行うことが出来る。

4 利用者は、IDに係る暗証番号（パスワード）について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。

#### (利用者の責務)

第13条 利用者は、システムの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

2 利用者は、システムの利用について、この規定ほか、委員会が定めるマニュアル及びこれに基づくシステム管理責任者の指示に従わなければならない。

3 利用者は、システムに異常を認めた時は、直ちに各機関の利用管理責任者に報告しなければならない。

4 利用者が、システムを利用するに際しては、この規定のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、「兵庫県個人情報保護条例（平成8年10月9日条例24号）」及び関係法令を遵守しなければならない。

- 5 利用者は、協議会定款が定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 6 利用者は、システムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。  
また、入手した診療情報に基づいて行った診療や患者への説明については、利用者が責任を負うものとする。
- 7 システムを通じて入手した診療情報の印刷・保存の責任分界は別表2の通りとする。但し、各種地域連携パスのパスシートはこの限りではないが、各々のパスで定められている事項を遵守しなければならない。
- 8 利用者は、システムを利用する端末の管理及び情報セキュリティに十分注意するとともに、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に使用させてはならない。
- 9 利用者はシステムに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。また Winny や Share 等のファイル共有ソフトを利用する端末で使用してはならない。

#### (利用者資格等)

- 第14条 システムを利用できる者は第12条に定める利用者資格を有する者に限る。
- 2 システムの利用を希望する者は、定められた様式により、h-Anshin むこねっと統括責任者（以下「統括責任者」という。）あてに利用申請を行うものとする。
  - 3 統括責任者は、利用者として適当と認めたときは、速やかにID及びパスワードを発行する。
  - 4 システムの利用者で、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を事務局に届け出なければならない。
  - 5 統括責任者は、システム利用にあたり、必要に応じて利用者の研修を行うものとする。
  - 6 統括責任者は、第3項、第5項の執行を副統括責任者に代行させることができる。

#### (利用者資格の喪失)

- 第15条 利用管理責任者は、利用者が退職、異動等によりシステムを利用しなくなる場合は、定められた様式により、統括責任者あてに利用停止申請を行うものとする。
- 2 本規定第22条第2～4号のいずれかに該当した利用者は、その資格を喪失する。

#### (患者情報)

- 第16条 システムで取り扱う患者の情報は、患者の同意のもと地域医療連携に必要な情報とし、患者の不利益にならないよう適切に取り扱うものとする。
- 2 前項の情報のシステム上での公開期間は別表3に定める。

#### (利用時間)

- 第17条 システムの利用は、365日常時可能とする。但し、定期的な保守の場合は利用者に対してシステムを通じ、事前に通知をした上で運用を停止する。また、緊急を要する保守点

検・修理の場合には予告なく運用を停止するものとする。

## 第4章 ID、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

第18条 利用者のIDは、次の4種類とする。

- (1) 管理者ID システム統括責任者及び協議会事務局に係る識別番号
- (2) 利用者ID 利用者と利用者が所属する医療機関の医療従事者に係る識別番号
- (3) 賛助ID 協議会が特別に指名した賛助会員に係る識別番号
- (4) 契約事業者ID 契約事業者に係る識別番号

(ID等の管理等)

第19条 利用者は、ID及びパスワード(以下「ID等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとし、変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止するものとする。
- 3 ID等が前項の機能停止となった場合には、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
- 4 利用管理責任者は、所属する利用者がこの規定の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID等の取り消しを申請しなければならない。

## 第5章 入会金、会費

(入会金と会費)

第20条 システムの良好な運用を維持するために参加団体、個人などから別に定める入会金等取扱規則に掲げる入会金ならびに会費を徴収するものとする。

- 2 前項の額の設定は、運営経費、参加状況等を勘案し、毎年協議会総会の議決を経て決定するものとする。

## 第6章 機能の登録・削除

(通信内容の削除)

第21条 統括責任者は、通信内容について次の各号に該当する場合、内容を削除する。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき。
- (2) 別表3に定める期限を経過した情報があるとき。

- (3) 法令等の各条項に違反したとき。
- (4) 患者に不利益が生じると思われる内容があるとき。

(ID等の取り消し)

第22条 統括責任者は、利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID等は取り消すものとする。

- (1) 本規定の利用者条件に該当しなくなったとき。
- (2) 法令および、協議会定款・この規定の各条項に違反したとき。
- (3) システム上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められないとき。
- (4) 協議会理事会において、利用者として不適切と判断したとき。

## 第7章 その他

(責任分界点)

第23条 システム管理責任者及び利用管理責任者は、システムの適切な運用を図るためそれぞれの管理対象について、事故が生じないように管理する責務を負うものとする。

2 システム管理責任者の責務となる管理対象は、次に掲げるものとする。ただし、個別システムの管理者の責任により管理するものとする。

- (1) 「h-Anshin むこねっと」のサーバ（ハードウェア）
- (2) 「h-Anshin むこねっと」のシステム（ソフトウェア）
- (3) システム管理責任者側の通信回線
- (4) 「h-Anshin むこねっと」のサーバ内及び通信中のデータ

3 利用管理責任者の責務となる管理対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 接続機器（利用機関に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等）
- (2) 「h-Anshin むこねっと」を利用するためのソフトウェア（VPNクライアントソフトウェア、クライアント認証ソフト、端末のOS、Internet Explorer、ウイルス対策ソフト等）
- (3) 利用機関側の通信回線
- (4) 「h-Anshin むこねっと」から印刷・保存したデータ

(データの研究利用)

第24条 利用者は、病診連携等の医療の向上のためにデータを研究目的に利用する場合には、統括責任者に申請し、許可を得なければならない。

2 統括責任者は、前項の申請に対しデータの利用を許可するに当たっては、協議会理事会の意見を聞くものとする。

(規定の変更)

第25条 この規定の変更は、協議会理事会による議決を経なければならない。

(その他必要事項)

第26条 システム管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、苦情の申し出があったときは、迅速且つ適切に処理するように努めなければならない。

2 システム管理責任者は、個人情報保護に関する不服申し立て、その苦情その他の問い合わせに迅速に対応するため、苦情窓口を設置しその業務を行う。

3 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、協議会理事会にて定めるものとする。ただし、緊急その他協議会会長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

附則

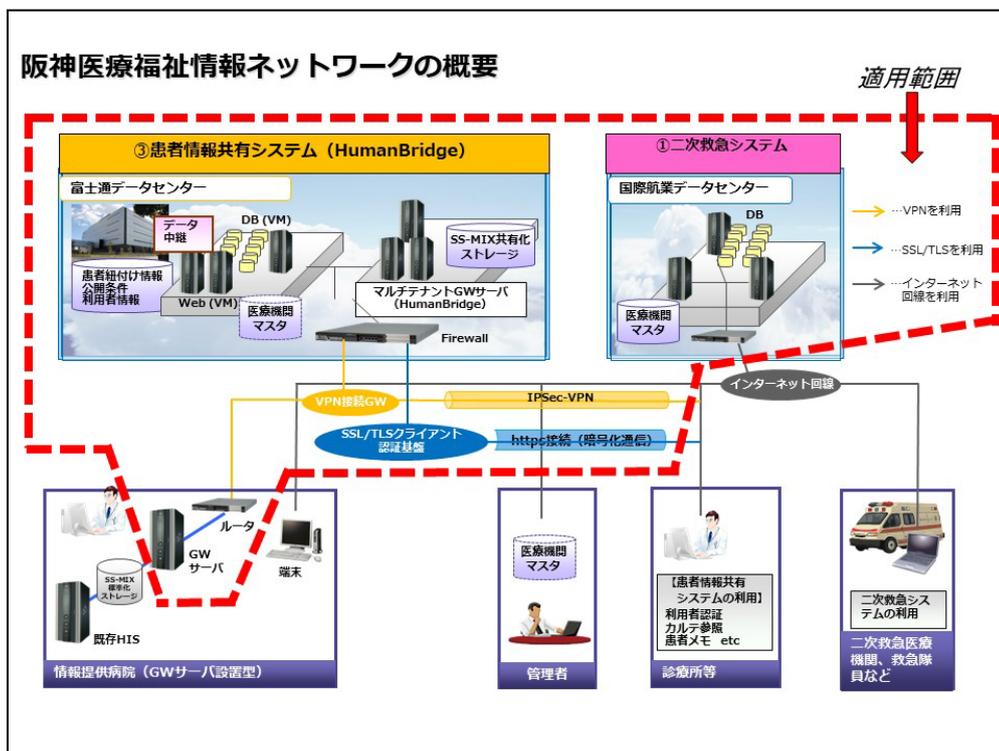
1 この規定は、平成25年10月1日から施行する。

2 会費は、平成27年3月分までは徴収しない。

一部改訂 平成30年6月30日

令和6年2月15日

別図



別表 1,2,3

【患者情報共有システム管理運用規定 別表 1】  
h-Anshin むこねっと 利用者及び利用者権限一覧表

利用者区分	職種	正会員①				賛助会員	むこねっと事務局 運用要員(事務員) Office worker	システム管理責任者 System Administrator	外部委託
		・情報提供医療機関 ・参照医療機関 医師(管理医師) Administrative Doctor	・情報提供医療機関 ・参照医療機関 医師(勤務医) Doctor	・情報提供医療機関 看護師 Nurse	・情報提供医療機関 コメディカル Co-medical				
外来情報 (検査画像・検査結果)	ID	AD***** (8桁の英数字)	D***** (8桁の英数字)	N***** (8桁の英数字)	C***** (8桁の英数字)	(8桁の英数字)	SA***** (8桁の英数字)	S***** (8桁の英数字)	
	パスワード	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)
	情報開示(登録)	○	○	×	×	○	○	○	(×)
	情報参照 ダウンロード 印刷 情報削除	○	○	○	○	○	○	○	(×)
入院情報 (検査画像・入院サマリー)	パスワード	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)
	情報開示(登録)	○	○	○	○	○	○	○	(×)
	情報参照 ダウンロード 印刷 情報削除	○	○	○	○	○	○	○	(×)
	情報開示(登録)	○	○	○	○	○	○	○	(×)
地域連携バス情報 (各種検査結果・サマリー)	パスワード	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)
	情報開示(登録)	○	○	○	○	○	○	○	(×)
	情報参照 ダウンロード 印刷 情報削除	○	○	○	○	○	○	○	(×)
	情報開示(登録)	○	○	○	○	○	○	○	(×)
在宅医療情報(電子連絡帳 (サマリー))	パスワード	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)	任意 (8~の英数字)
	情報開示(登録)	○	○	○	○	○	○	○	(×)
	情報参照 ダウンロード 印刷 情報削除	○	○	○	○	○	○	○	(×)
	情報開示(登録)	○	○	○	○	○	○	○	(×)
システム管理	システムメンテナンス	×	×	×	×	×	×	×	○
	ログ履歴参照	×	×	×	×	×	×	×	○
	障害報告参照	×	×	×	×	×	×	×	○
	各種統計参照	×	×	×	×	×	×	×	○
ID・パスワード管理	ID管理	×	×	×	×	×	×	×	(×)
	パスワード登録 パスワード更新	○	○	○	○	○	○	○	(×)

\* パスワードの更新は、2か月以内に行う事とする。  
\* 情報提供医療機関で「利用者ID付与・利用権限設定委託申請書」を協議会へ提出している医療機関は上記の限りではない。



【患者情報共有システム管理運用規定 別表3】

患者情報共有システムにおいて公開する患者情報項目一覧

- ・患者基本情報
- ・既往歴、病歴
- ・主訴
- ・家族歴
- ・診療記録
- ・感染症情報
- ・アレルギーに関する情報
- ・介護情報
- ・社会保障情報(身体障害者手帳等)
- ・その他病診連携に係る診療情報

患者情報共有システム上での公開期間

診療情報公開内容設定後、12ヵ月間とする。(上記の患者情報項目すべてが対象)

但し、上記期間内に参照医療機関よりアクセスがあった場合には、その時点より12ヵ月間延長する。